

第十六号の十八様式

誓 約 書

私（共）は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

(あて先)

埼玉県

県税事務所長

住 所

氏名又は名称

印

※備考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合にあっては、免税軽油使用者全員が記名押印すること。

地方税法施行令（抄）

（昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号）

（軽油引取税に係る免税の手續）

第四十三条の十五

（第1項～第14項省略）

- 15 法第百四十四条の二十一第三項に規定する政令で定めるときは、次に掲げる場合とする。
- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第百四十四条の二十一第四項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 - 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して二年を経過しない者であるとき。
 - 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税犯則取締法（法において準用する場合を含む。）若しくは関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）の規定により通告処分（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から起算して三年を経過しない者であるとき。
 - 四 免税軽油使用者が法人であつて、その役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不適當と認めるとき。

（第16項以下省略）

地方税法（抄）

（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（軽油引取税に係る免税の手續）

第百四十四条の二十一

（第1項～2項省略）

- 3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第百四十四条の六に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。
- 4 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者）が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

（第5項以下省略）